千葉市サッカー協会第４種委員会
岡田委員長
2025.4.5 一部文章変更

駐車違反に対しての処置

第４種委員会は長年の課題である駐車違反について、これまで各チームには総会や抽選会において違反防止のお願いをしてまいりました。また、各区の会議においても、区代表を通じて注意喚起を行ってもらい、違反防止に努めるようお願いしてまいりました。しかし、未だに駐車違反車がなくなること無く、大会毎に苦情が上がってきております。

違反の内容は、路上駐車、駐車禁止の会場周辺商業施設や企業駐車場への駐車、個人所有地への無断駐車、大会会場への制限台数以上の乗り込み等です。

これまでは注意喚起で対処してまいりましたが、近隣からの苦情や怒りの重大さからも、今の状態では会場提供チームへの活動に大きな影響を及ぼす恐れが生じ、強いては４種大会の活動にも大きな影響を与える結果となってしまいます。

したがって、2025 年 4 月より駐車違反に対しては、下記の通り厳しく対処していきますので承知願います。

1　初違反

・　違反した日より、当該チームの大会出場停止となります。（予選及び決勝トーナメント中に拘わらず）

・当該学年が進級した年度の大会も出場停止となります。

2　再違反（２回目）

・　初違反をした学年の所属するチームのどの学年かが違反した場合は、１及び当該クラブの全学年の次年度の大会出場停止とします。

大会参加選手全家庭及び役員配布用駐車証について

◎　大会、練習試合、練習の際に車を止めるときは、車のフロントに名札を掲示しましょう。

◎　形式は下記を参考にして下さい。チーム名とお名前がわかれば結構です。

◎　サッカー発展の為、路上駐車はやめましょう。

◎　限られた学校の駐車場を協力しあって有効に使いましょう。

◎　県大会及び市大会では車の台数を制限しております。ご協力お願いします。

◎　「駐車証」サンプル

チ　ー　ム　名
氏　　名

◉駐車証を掲示してない車の校内乗り入れ出来ません。